

自営業・フリーランスの皆様へ 安心老後資金講座

保存版

国民年金に

安心とお得をプラス!

国民年金基金



〈国民年金基金とは〉 自営業、フリーランスなどの方々のため、老齢基礎年金に上乗せして、より豊かな老後を保障する公的な年金制度です。国民年金基金制度には、税制上の優遇措置があります。

2026年4月時点

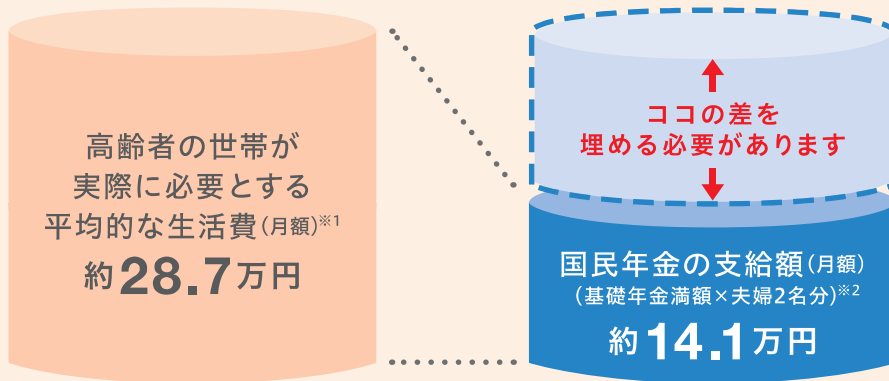
国民年金基金とは



老後に受け取れる国民年金(老齢基礎年金)はご夫婦で月に約14.1万円(満額の場合)。しかし、高齢者世帯の平均的な生活費は、月に約28.7万円かかると言われています。この不足分を補うものとして、会社員の方(第2号被保険者)には厚生年金がプラスされています。

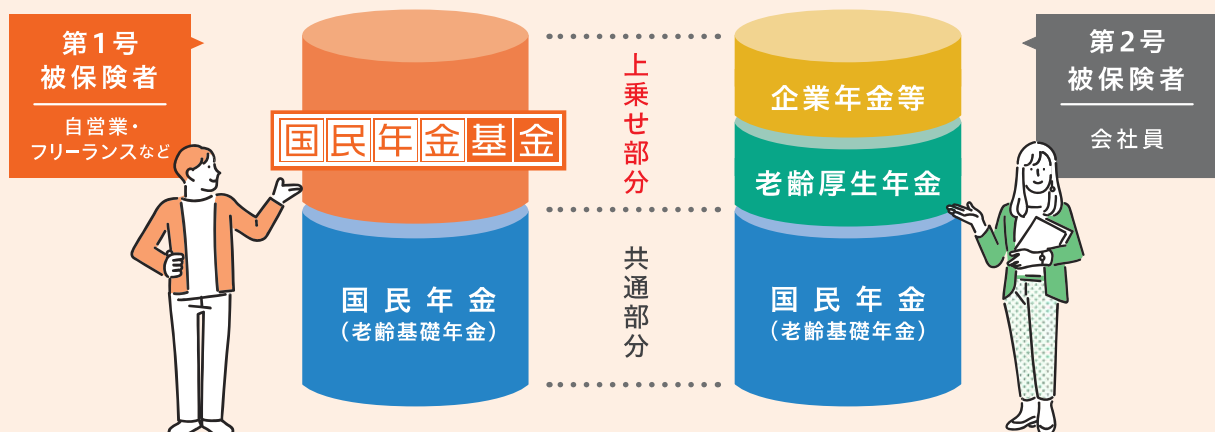
一方で、**自営業やフリーランスの方(第1号被保険者)**には厚生年金に相当する制度として、ご自身で上乗せする「国民年金基金」があります。「国民年金基金」は**終身年金を基本とした公的な個人年金**であり、国民年金法に基づき設立された制度です。

国民年金は基本的な生活費をまかなうためのものです。



※1:総務省統計局「家計調査」(2024年) ※2:保険料を40年間納めた新規裁定者の方の場合(夫婦2名分)

自営業など第1号被保険者の方にも、上乗せ年金が必要です。



5つのメリット

1 終身年金が基本

- 65歳から生涯受け取る終身年金が基本ですので、長い老後の生活に備えることができます。

2 年金額が確定、掛金額も一定

- 掛金の支払いにより、将来受け取る年金額が確定します。
- 加入時の掛金額は払込期間終了まで変わりません。
(途中で口数を変更しない場合)

3 税制上の優遇

詳しくは…… P5

- 掛金は全額社会保険料控除の対象となり、確定申告で税金が軽減されます。
- 受け取る年金は公的年金等控除の対象となります。
- 遺族一時金は全額非課税です。

4 万が一のときは家族に一時金

- 万が一早期に亡くなったとき、家族に遺族一時金が支給されますので、掛け捨てにはなりません。(B型を除く)

5 自由なプラン設計

- ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を設計できます。
- 加入後も年金・掛金の額を口数単位で増減できます。
- 掛金を年度分前納すると、割引があります。

ご検討中の方へ

Point1 ▶ 加入できる方 …………… P3

20歳以上60歳未満の
国民年金の第1号被保険者の方

60歳以上65歳未満の方や
海外居住されている方で
国民年金に任意加入されている方

Point2 ▶ 年金の給付 …………… P6

年金額・年金受取期間は「加入時の年齢」「性別」「選択する給付のタイプ」と「口数」によって決まります。

Point3 ▶ 毎月の掛金 …………… P7

掛金は「加入時の年齢」「性別」「選択する給付のタイプ」と「口数」によって決まります。

▶ 加入申込と加入員資格

国民年金基金に加入できる方

20歳以上60歳未満の自営業者やフリーランスなど、国民年金の第1号被保険者の方です。その他に60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で国民年金に任意加入している方が加入できます。

※次のような方は加入できません。

- ① 厚生年金保険に加入している方（国民年金の第2号被保険者）
- ② 厚生年金保険に加入している方の被扶養配偶者（国民年金の第3号被保険者）
- ③ 65歳以上の方で国民年金に任意加入している方

※国民年金の第1号被保険者であっても、次の方は加入できません。

- ① 国民年金の保険料を免除されている方（一部免除・学生納付特例・納付猶予を含む）

※法定免除の方（障害基礎年金を受給されている方等）が「国民年金保険料免除期間納付申出書」を年金事務所に提出した場合、国民年金保険料の納付申出をした期間は加入することができます。

（加入日は加入申出書を全国国民年金基金が受理した日となります。）

※産前産後期間の免除をされている方も加入することができます。

- ② 農業者年金に加入している方

「全国国民年金基金」「職能型国民年金基金」と加入申込

- 全国国民年金基金または職能型国民年金基金に加入申込を行うことによって、加入員となることができます。また、基金から委託を受けている金融機関（銀行、信託銀行、生命保険会社、信用金庫、信用組合）、厚生労働大臣の認可を受けた法人等を通じて申し込むこともできます。
- 全国国民年金基金には、住所地や職種を問わず、どなたでも加入いただけます。
- 職能型国民年金基金に加入する場合は、その職種に従事していることが必要です。
- 海外に居住されている場合、全国国民年金基金または職能型国民年金基金にて加入申込みを行います。



国民年金基金へのご加入は任意ですが、**加入後は、ご自分の都合で任意に脱退または中途解約することはできません**のでご注意ください。

事前に申し出ることにより掛金の減額や一時停止が可能です。

なお、加入員資格を喪失した場合（→4ページ「加入員資格の喪失」参照）は、それまで納付した掛金に応じて将来、年金としてお支払いします。途中で返戻金などでお返しすることはできません。

加入員資格の喪失

国民年金基金の加入員は、次のいずれかに該当したとき加入員資格を喪失します。

- | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 60歳になったとき
(海外に居住し、国民年金に任意加入している場合を除く)</p> <p>② 65歳になったとき(60歳以上で加入した場合)</p> <p>③ 国民年金の第1号被保険者でなくなったとき(海外に転居したときを含む)</p> <p>④ 国民年金の任意加入被保険者でなくなったとき
(国民年金に任意加入している場合)</p> | <p>⑤ 該当する事業または業務に従事しなくなったとき(職能型国民年金基金の場合)</p> <p>⑥ 国民年金の保険料を免除されたとき
(一部免除・学生納付特例・納付猶予を含む)
※法定免除に該当(障害基礎年金を受給等)された際、年金事務所に申し出て、引き続き国民年金保険料を納付する場合は加入員資格の喪失にはなりません。
※産前産後期間の免除をされた場合は、加入員資格の喪失にはなりません。</p> <p>⑦ 農業者年金に加入したとき</p> <p>⑧ 加入員本人が死亡したとき</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※上記①、②以外の理由で加入員資格を失った場合、届出が必要です。

※上記⑤の理由で加入員資格を失い、引き続き新しい国民年金基金に加入する場合は、特例として、それまでと同額の掛金で加入できます。ただし3か月以内に手続きをする必要があります。

※加入員資格を失った場合、すでに支払った掛金は途中で引き出すことはできませんが、将来、年金として給付されます。

※海外に転居されたときは加入員資格を喪失しますが、引き続き国民年金の任意加入の手続きを行い3か月以内に基金に加入すれば従前と同じ掛金で加入することができます。

国民年金と国民年金基金との関係

- 国民年金の保険料が未納のまま2年経過すると、その期間に国民年金基金の掛金を納めていても、将来、基金の年金額または遺族一時金に反映されません。(基金の掛金は、2年経過した時点で還付されます。)
- 国民年金基金に加入する方は、月額400円の国民年金の付加保険料を納める必要がなくなります。(基金が付加年金を代行しているため。)
- 国民年金の老齢基礎年金を65歳前に繰上げ受給する方は、繰上げ受給期間中は基金から、国民年金の付加年金に相当する部分について減額されて支給されることとなります。(減額された分は65歳以降も引き続き減額されます。)
※基金に対し年金請求の手続きが必要です。

国民年金基金連合会からの給付

- 国民年金基金の加入期間が15年未満で加入員資格を喪失した場合は、**国民年金基金連合会**に年金原資を移し、将来、連合会から年金あるいは遺族一時金を受け取ることとなります。

※ただし加入期間が15年未満でも、60歳になるまで加入員であった方については、加入していた基金が年金給付を行います。また、60歳以上や海外居住中に加入した場合も加入していた基金が年金給付を行います。

税制上の優遇措置 (2026年1月現在)

支払った掛金は全額社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。(生計を一にする親族の掛金を負担した場合も、あわせて所得控除の対象となります)

(一般の個人年金の場合、本人の掛金のみ所得控除の対象となり所得税で最高年額4万円、住民税で最高年額2.8万円)
(2012年1月1日以降の契約)

軽減額速算表

$$\text{基金掛金月額〇〇円} \times 12\text{か月} \times \text{あなたの税率〇〇\%} = \text{軽減額(概算)〇〇円}$$

(1円未満切捨て)

課税所得金額	所得税および復興特別所得税の合計税率	住民税		合計負担率
		税率(自治体によって異なります。)		
		都道府県	市区町村	
195万円以下	5.105%	4%	6%	15.105%
330万円以下	10.21%			20.21%
695万円以下	20.42%			30.42%
900万円以下	23.483%			33.483%
1,800万円以下	33.693%			43.693%
4,000万円以下	40.84%			50.84%
4,000万円超	45.945%			55.945%

※この速算表の「所得税および復興特別所得税の合計税率」は、2013年1月1日から25年間、復興特別所得税として所得税額に2.1%を乗じた金額が課税されることから、所得税率×102.1%として計算したものです。また、軽減額は概算です。

※課税所得とは、所得から各種所得控除額を差し引いた額です。※海外に居住されていた期間に支払われた掛金は対象外です。

例えば
課税所得金額が
およそ400万円の場合

所得税・住民税
約9万円軽減!
(30万円×30.42%≒9万円)

国民年金基金の
掛金の
年間合計額が
30万円の場合

掛金は実質
約21万円



※所得税および復興特別所得税の合計税率を20.42%、住民税率を10%として計算。

受け取る年金には、公的年金等控除が適用されます。

遺族の方が受け取る一時金は非課税です。(→ 遺族一時金については6ページ参照)

▶ 給付(年金)のタイプと選び方

給付のタイプは、**終身年金2種類**と、**確定年金5種類**の計7種類です。

1口目は終身年金A型・B型のどちらかを選び、2口目以降は全7種類の中から自分のニーズに合わせて自由によびます。

50歳以上の方

A型・B型・
I型・II型・III型の5種類

60歳以上の方

A型・B型・I型の3種類

(保証期間については下記遺族一時金についての説明を参照ください)



7つのタイプから組み合わせて選べます。

終身年金 A型 65歳支給開始(15年間保証付)
B型 65歳支給開始(保証期間なし)

確定年金 I型 65~80歳支給(15年間保証付)
II型 65~75歳支給(10年間保証付)
III型 60~75歳支給(15年間保証付)
IV型 60~70歳支給(10年間保証付)
V型 60~65歳支給(5年間保証付)

終身年金A型・B型のどちらかを選べます。

終身年金 A型 65歳支給開始(15年間保証付)
B型 65歳支給開始(保証期間なし)

1口目と2口目以降を合わせた終身年金の受取年金額を確定年金の受取年金額を超える組み合わせはできません

終身年金受取額 **A型・B型** \geq **確定年金受取額** **I型・II型・III型・IV型・V型**

○毎月の掛金額が68,000円※以内であれば何口でも増やすことができます。(→8ページ参照)

※2026年12月より月額75,000円への引き上げが予定されています。

○1口目については、現在加入している型や掛金額を変更することはできません。

○掛金は途中で増額や減額、一時停止ができます。

○老齢年金は、受給開始年齢(A型・B型とI型・II型は65歳、III型・IV型・V型は60歳)に達すると、年金の給付が始まります。

○年金額が12万円以上の場合は年6回(偶数月に前月および前々月分)支払われ、年金額が12万円未満の場合は年1回(毎年、決まった月に過去1年分)の支払いになります。

加入員に万一のことがあれば、遺族一時金が支給されます。

終身年金A型と確定年金I・II・III・IV・V型については保証期間があり、以下のような遺族一時金があります。

■ **年金受給前に加入員の方が死亡された場合**

加入時年齢、死亡時年齢および死亡時までの掛金納付期間に応じた遺族一時金が支給されます。

■ **保証期間中に受給者の方が死亡された場合**

残りの保証期間の年金を支給するための資産(年金原資)相当額が遺族一時金として支給されます。

※遺族一時金の額が払込み掛金額を下回ることがあります。

※終身年金B型には保証期間はありませんが、B型のみ加入し、年金受給前に加入者が死亡された場合、1万円の遺族一時金が支給されます。

遺族一時金が支払われる遺族は、死亡時に生計を同じくしていた次の1~6の順位のご遺族お一人となります。(→遺族一時金の計算例は、13ページのQ&A 12参照)

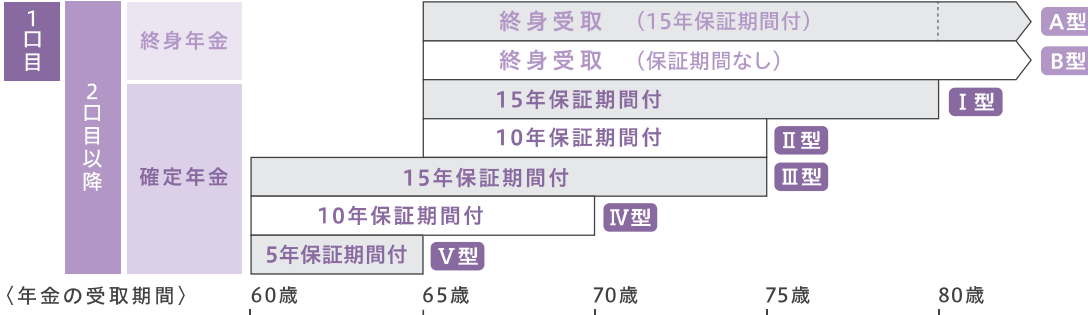
1.配偶者(事実婚を含む) 2.子 3.父母 4.孫 5.祖父母 6.兄弟姉妹

掛金 (20歳0月～50歳0月)

掛金のシミュレーション例



【選べるタイプは1口目A型・B型の2種類、2口目以降A型・B型、I型～V型の7種類】



- 1口目は終身年金A型・B型のどちらかを選び、2口目以降は全7種類の中から、自分のニーズに合わせて自由に選べます。
※1口目はA型からB型、B型からA型への変更はできません。
- 受け取る年金額は、何口加入するか(加入口数)によって決まります。
※確定年金I～V型の年金額は、終身年金A・B型の年金額(1口目を含めた額)を超えることはできません。

掛金月額表(男性)

(単位:円)

加入時年齢	給付の型		2口目以降							
	1口目		終身年金		確定年金					
	A型	B型	A型	B型	I型	II型	III型	IV型	V型	
20歳0月	年金月額(基本額)2万円	7,220	6,540	3,610	3,270	2,515	1,735	2,705	1,870	970
20歳1月～21歳0月		7,460	6,770	3,730	3,385	2,600	1,795	2,800	1,935	1,005
21歳1月～22歳0月		7,720	7,010	3,860	3,505	2,690	1,860	2,900	2,005	1,040
22歳1月～23歳0月		8,000	7,260	4,000	3,630	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
23歳1月～24歳0月		8,290	7,520	4,145	3,760	2,885	1,995	3,110	2,150	1,115
24歳1月～25歳0月		8,600	7,800	4,300	3,900	2,990	2,070	3,225	2,230	1,155
25歳1月～26歳0月		8,920	8,100	4,460	4,050	3,105	2,145	3,345	2,310	1,200
26歳1月～27歳0月		9,270	8,420	4,635	4,210	3,225	2,230	3,475	2,400	1,245
27歳1月～28歳0月		9,640	8,750	4,820	4,375	3,355	2,315	3,610	2,495	1,295
28歳1月～29歳0月		10,030	9,110	5,015	4,555	3,490	2,410	3,755	2,600	1,345
29歳1月～30歳0月		10,450	9,500	5,225	4,750	3,635	2,510	3,915	2,705	1,405
30歳1月～31歳0月		10,900	9,910	5,450	4,955	3,790	2,620	4,085	2,820	1,465
31歳1月～32歳0月		11,380	10,350	5,690	5,175	3,955	2,735	4,265	2,945	1,530
32歳1月～33歳0月		11,890	10,820	5,945	5,410	4,135	2,860	4,455	3,080	1,595
33歳1月～34歳0月		12,450	11,340	6,225	5,670	4,330	2,990	4,660	3,225	1,670
34歳1月～35歳0月		13,060	11,890	6,530	5,945	4,540	3,135	4,885	3,380	1,750
35歳1月～36歳0月	年金月額(基本額)1万5千円	10,275	9,360	3,425	3,120	2,380	1,645	2,565	1,775	920
36歳1月～37歳0月		10,815	9,855	3,605	3,285	2,505	1,730	2,695	1,865	965
37歳1月～38歳0月		11,400	10,395	3,800	3,465	2,640	1,825	2,845	1,965	1,020
38歳1月～39歳0月		12,045	10,980	4,015	3,660	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
39歳1月～40歳0月		12,735	11,625	4,245	3,875	2,950	2,040	3,180	2,195	1,140
40歳1月～41歳0月		13,515	12,345	4,505	4,115	3,130	2,165	3,375	2,330	1,210
41歳1月～42歳0月		14,385	13,140	4,795	4,380	3,330	2,300	3,585	2,480	1,285
42歳1月～43歳0月		15,360	14,040	5,120	4,680	3,550	2,455	3,825	2,645	1,370
43歳1月～44歳0月		16,440	15,045	5,480	5,015	3,805	2,630	4,100	2,830	1,470
44歳1月～45歳0月		17,685	16,185	5,895	5,395	4,090	2,825	4,405	3,045	1,580
45歳1月～46歳0月	年金月額(基本額)1万円	12,730	11,660	6,365	5,830	4,415	3,050	4,755	3,285	1,705
46歳1月～47歳0月		13,820	12,660	6,910	6,330	4,790	3,310	5,160	3,565	1,850
47歳1月～48歳0月		15,090	13,840	7,545	6,920	5,230	3,615	5,635	3,895	2,020
48歳1月～49歳0月		16,600	15,230	8,300	7,615	5,750	3,975	6,195	4,280	2,220
49歳1月～50歳0月		18,400	16,900	9,200	8,450	6,375	4,405	6,865	4,745	2,460

掛金の額は、選択した給付の型・加入口数・加入時年齢・性別によって決まります。

掛金の払込期間は、60歳未満でご加入の場合は、ご加入時から60歳到達前月までです。60歳以上でご加入の場合は、ご加入時から65歳到達前月または国民年金の任意加入被保険者資格の喪失予定年月の前月までです。掛金額は、増口・減口または資格喪失した場合を除き、払込期間終了まで変わりません。

掛金の上限は、月額68,000円※です。

給付の型および加入口数は、掛金月額68,000円※以内で選択できます。ただし、個人型確定拠出年金(iDeCo)の掛金と合わせて月額68,000円※が上限となります。

※2026年12月より月額75,000円への引き上げが予定されています。

掛金の納付は、口座振替により行われます。(→ 12ページのQ&A 6 参照)

掛金を前納すると、掛金額が割引されます。

4月から翌年3月までの1年度分の掛金を前納すると年間掛金のうち0.1か月分が割引されます。また、掛金の割引はありませんが同一年度内の複数月の掛金を一括して納付することができます。

表の見方 (男女共通)

- ①表の加入時年齢とは、加入した日の属する月の末日における年齢のことです。
- ②誕生日の属する月(誕生月)にご加入した方は、△歳0月と表示しています。
- ③誕生月の翌月にご加入の方は△歳1月、誕生月の翌々月にご加入の方は△歳2月、…となります。
- ④ただし「1日」生まれの方は、誕生日の属する月の前月が誕生月になります。(例:「4月1日」が誕生日の方は「3月」が誕生月)
*誕生月以外に加入された方には加算額が支払われます。詳細は12ページのQ&A 9をご参照ください。

掛金月額表(女性)

(単位:円)

加入時年齢	給付の型	1口目		2口目以降						
		終身年金		終身年金		確定年金				
		A型	B型	A型	B型	I型	II型	III型	IV型	V型
20歳0月	年金月額(基本額)2万円	8,370	8,050	4,185	4,025	2,515	1,735	2,705	1,870	970
20歳1月~21歳0月		8,650	8,330	4,325	4,165	2,600	1,795	2,800	1,935	1,005
21歳1月~22歳0月		8,950	8,620	4,475	4,310	2,690	1,860	2,900	2,005	1,040
22歳1月~23歳0月		9,270	8,930	4,635	4,465	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
23歳1月~24歳0月		9,610	9,250	4,805	4,625	2,885	1,995	3,110	2,150	1,115
24歳1月~25歳0月		9,960	9,600	4,980	4,800	2,990	2,070	3,225	2,230	1,155
25歳1月~26歳0月		10,340	9,960	5,170	4,980	3,105	2,145	3,345	2,310	1,200
26歳1月~27歳0月		10,740	10,350	5,370	5,175	3,225	2,230	3,475	2,400	1,245
27歳1月~28歳0月		11,170	10,760	5,585	5,380	3,355	2,315	3,610	2,495	1,295
28歳1月~29歳0月		11,620	11,200	5,810	5,600	3,490	2,410	3,755	2,600	1,345
29歳1月~30歳0月	12,110	11,670	6,055	5,835	3,635	2,510	3,915	2,705	1,405	
30歳1月~31歳0月	12,620	12,170	6,310	6,085	3,790	2,620	4,085	2,820	1,465	
31歳1月~32歳0月	13,180	12,710	6,590	6,355	3,955	2,735	4,265	2,945	1,530	
32歳1月~33歳0月	13,780	13,290	6,890	6,645	4,135	2,860	4,455	3,080	1,595	
33歳1月~34歳0月	14,430	13,920	7,215	6,960	4,330	2,990	4,660	3,225	1,670	
34歳1月~35歳0月	15,120	14,590	7,560	7,295	4,540	3,135	4,885	3,380	1,750	
35歳1月~36歳0月	年金月額(基本額)1万5千円	11,910	11,490	3,970	3,830	2,380	1,645	2,565	1,775	920
36歳1月~37歳0月		12,525	12,090	4,175	4,030	2,505	1,730	2,695	1,865	965
37歳1月~38歳0月		13,200	12,750	4,400	4,250	2,640	1,825	2,845	1,965	1,020
38歳1月~39歳0月		13,950	13,470	4,650	4,490	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
39歳1月~40歳0月		14,760	14,250	4,920	4,750	2,950	2,040	3,180	2,195	1,140
40歳1月~41歳0月		15,660	15,135	5,220	5,045	3,130	2,165	3,375	2,330	1,210
41歳1月~42歳0月		16,665	16,095	5,555	5,365	3,330	2,300	3,585	2,480	1,285
42歳1月~43歳0月		17,775	17,190	5,925	5,730	3,550	2,455	3,825	2,645	1,370
43歳1月~44歳0月		19,050	18,420	6,350	6,140	3,805	2,630	4,100	2,830	1,470
44歳1月~45歳0月		20,475	19,800	6,825	6,600	4,090	2,825	4,405	3,045	1,580
45歳1月~46歳0月	年金月額(基本額)1万円	14,740	14,260	7,370	7,130	4,415	3,050	4,755	3,285	1,705
46歳1月~47歳0月		16,000	15,490	8,000	7,745	4,790	3,310	5,160	3,565	1,850
47歳1月~48歳0月		17,470	16,920	8,735	8,460	5,230	3,615	5,635	3,895	2,020
48歳1月~49歳0月		19,210	18,610	9,605	9,305	5,750	3,975	6,195	4,280	2,220
49歳1月~50歳0月		21,300	20,640	10,650	10,320	6,375	4,405	6,865	4,745	2,460

※50歳1月以上の掛金表は、9ページ、10ページをご覧ください。

▶ 掛金 (50歳1月～)

掛金のシミュレーション例



50歳1月以上で加入した場合の1口当たりの掛金月額および年金額(年額)

(単位:円)

掛金月額	1口目		2口目以降				
	終身年金		終身年金		確定年金		
	A型	B型	A型	B型	I型	II型	III型
男性	18,400	16,900	9,200	8,450	6,375	4,405	6,865
女性	21,300	20,640	10,650	10,320			

(単位:円)

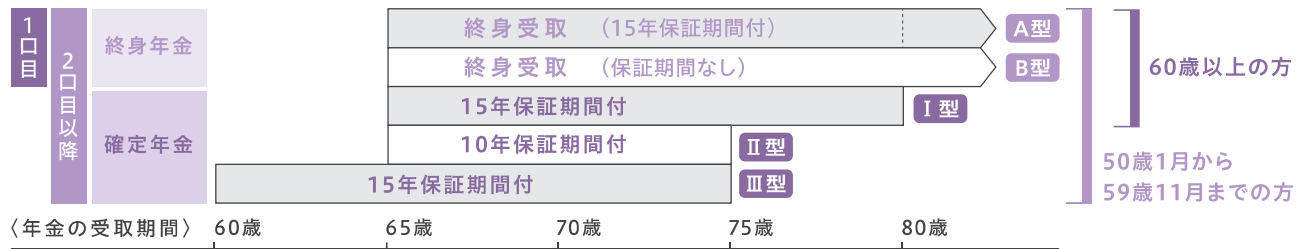
(単位:円)

加入時年齢	加入期間	年金額(年額)男女共通		加入時年齢	加入期間	年金額(年額)男女共通			
		1口目	2口目以降			1口目	2口目以降		
		A型・B型	A型・B型・I型・II型・III型			A型・B型	A型・B型・I型・II型・III型		
50歳	1月	119	118,940	59,470	0月	60	57,760	28,880	
	2月	118	117,860	58,930		1月	59	56,780	28,390
	3月	117	116,800	58,400		2月	58	55,780	27,890
	4月	116	115,720	57,860		3月	57	54,800	27,400
	5月	115	114,660	57,330		4月	56	53,800	26,900
	6月	114	113,600	56,800		5月	55	52,800	26,400
	7月	113	112,520	56,260		6月	54	51,820	25,910
	8月	112	111,460	55,730		7月	53	50,820	25,410
	9月	111	110,380	55,190		8月	52	49,840	24,920
	10月	110	109,320	54,660		9月	51	48,840	24,420
	11月	109	108,240	54,120		10月	50	47,860	23,930
51歳	0月	108	107,180	53,590	11月	49	46,860	23,430	
	1月	107	106,120	53,060	56歳	0月	48	45,860	22,930
	2月	106	105,080	52,540		1月	47	44,900	22,450
	3月	105	104,020	52,010		2月	46	43,920	21,960
	4月	104	102,980	51,490		3月	45	42,940	21,470
	5月	103	101,920	50,960		4月	44	41,960	20,980
	6月	102	100,860	50,430		5月	43	40,980	20,490
	7月	101	99,820	49,910		6月	42	40,000	20,000
	8月	100	98,760	49,380		7月	41	39,020	19,510
	9月	99	97,700	48,850		8月	40	38,060	19,030
	10月	98	96,660	48,330		9月	39	37,080	18,540
11月	97	95,600	47,800	10月		38	36,100	18,050	
52歳	0月	96	94,540	47,270	11月	37	35,120	17,560	
	1月	95	93,520	46,760	57歳	0月	36	34,140	17,070
	2月	94	92,480	46,240		1月	35	33,180	16,590
	3月	93	91,440	45,720		2月	34	32,220	16,110
	4月	92	90,400	45,200		3月	33	31,260	15,630
	5月	91	89,360	44,680		4月	32	30,300	15,150
	6月	90	88,320	44,160		5月	31	29,340	14,670
	7月	89	87,300	43,650		6月	30	28,360	14,180
	8月	88	86,260	43,130		7月	29	27,400	13,700
	9月	87	85,220	42,610		8月	28	26,440	13,220
	10月	86	84,180	42,090		9月	27	25,480	12,740
11月	85	83,140	41,570	10月		26	24,520	12,260	
53歳	0月	84	82,100	41,050	11月	25	23,560	11,780	
	1月	83	81,080	40,540	58歳	0月	24	22,600	11,300
	2月	82	80,060	40,030		1月	23	21,640	10,820
	3月	81	79,040	39,520		2月	22	20,700	10,350
	4月	80	78,020	39,010		3月	21	19,740	9,870
	5月	79	77,000	38,500		4月	20	18,800	9,400
	6月	78	75,980	37,990		5月	19	17,860	8,930
	7月	77	74,960	37,480		6月	18	16,900	8,450
	8月	76	73,940	36,970		7月	17	15,960	7,980
	9月	75	72,920	36,460		8月	16	15,000	7,500
	10月	74	71,880	35,940		9月	15	14,060	7,030
11月	73	70,860	35,430	10月		14	13,100	6,550	
54歳	0月	72	69,840	34,920	11月	13	12,160	6,080	
	1月	71	68,840	34,420	59歳	0月	12	11,220	5,610
	2月	70	67,840	33,920		1月	11	10,280	5,140
	3月	69	66,820	33,410		2月	10	9,340	4,670
	4月	68	65,820	32,910		3月	9	8,400	4,200
	5月	67	64,820	32,410		4月	8	7,480	3,740
	6月	66	63,800	31,900		5月	7	6,540	3,270
	7月	65	62,800	31,400		6月	6	5,600	2,800
	8月	64	61,800	30,900		7月	5	4,680	2,340
	9月	63	60,780	30,390		8月	4	3,740	1,870
	10月	62	59,780	29,890		9月	3	2,800	1,400
11月	61	58,780	29,390	10月		2	1,860	930	
				11月	1	940	470		

※表の加入時年齢とは、加入した日の属する月の末日における年齢のことです。年金額表は、年金額を計算する際の基礎となるもので、実際の年金額は100円単位(加入しているすべての年金額を合計し、50円未満は切り捨て、50円以上は切り上げ)になります。

【選べるタイプは1口目A型・B型の2種類、2口目以降A型・B型、I型～III型の5種類】

(60歳以上の方の2口目以降はA型・B型・I型の3種類)



60歳以上で加入した場合の1口当たりの掛金月額および年金額(年額)

(単位:円)

掛金月額	1口目		2口目以降		確定年金
	終身年金		終身年金		
	A型	B型	A型	B型	I型
男性	20,770	19,440	10,385	9,720	7,130
女性	23,970	23,410	11,985	11,705	

(単位:円)

加入時年齢	加入期間	年金額(年額) 男女共通	
		1口目	2口目以降
		A型・B型	A型・B型・I型
60歳	0月	60,000	30,000
	1月	58,970	29,485
	2月	57,940	28,970
	3月	56,910	28,455
	4月	55,880	27,940
	5月	54,850	27,425
	6月	53,820	26,910
	7月	52,790	26,395
	8月	51,760	25,880
	9月	50,730	25,365
	10月	49,700	24,850
	11月	48,670	24,335
61歳	0月	47,640	23,820
	1月	46,630	23,315
	2月	45,610	22,805
	3月	44,600	22,300
	4月	43,580	21,790
	5月	42,570	21,285
	6月	41,550	20,775
	7月	40,540	20,270
	8月	39,520	19,760
	9月	38,510	19,255
	10月	37,490	18,745
	11月	36,480	18,240
62歳	0月	35,460	17,730
	1月	34,460	17,230
	2月	33,460	16,730
	3月	32,460	16,230
	4月	31,460	15,730
	5月	30,460	15,230
	6月	29,460	14,730
	7月	28,460	14,230
	8月	27,460	13,730
	9月	26,460	13,230
	10月	25,460	12,730
	11月	24,470	12,235
63歳	0月	23,470	11,735
	1月	22,480	11,240
	2月	21,500	10,750
	3月	20,510	10,255
	4月	19,530	9,765
	5月	18,540	9,270
	6月	17,560	8,780
	7月	16,570	8,285
	8月	15,590	7,795
	9月	14,600	7,300
	10月	13,620	6,810
	11月	12,630	6,315
64歳	0月	11,650	5,825
	1月	10,670	5,335
	2月	9,700	4,850
	3月	8,730	4,365
	4月	7,760	3,880
	5月	6,790	3,395
	6月	5,820	2,910
	7月	4,850	2,425
	8月	3,880	1,940
	9月	2,910	1,455
	10月	1,940	970
	11月	970	485

※表の加入時年齢とは、加入した日の属する月の末日における年齢のことです。年金額表は、年金額を計算する際の基礎となるもので、実際の年金額は100円単位(加入しているすべての年金額を合計し、50円未満は切り捨て、50円以上は切り上げ)になります。上記年金額は、65歳になるまで加入した場合のものとなります。

▶ Q & A

Q1 国民年金基金はどのような人が加入できますか？

- 自営業者やフリーランスなど、国民年金の第1号被保険者および60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で国民年金に任意加入されている方が加入できます。

Q2 国民年金の保険料を納めていなくても、加入できますか？

- 国民年金基金は国民年金(老齢基礎年金)に上乘せする年金制度であり、国民年金の保険料を納めていない方や、保険料を免除(一部免除・学生納付特例・納付猶予を含む)されている方は加入できません。
※法定免除の方(障害基礎年金を受給されている方等)で「国民年金保険料免除期間納付申出書」を年金事務所に提出した場合、納付申出をした期間は加入することができます。(加入日は加入申出書を全国国民年金基金が受理した日となります。)
※産前産後期間の免除をされている方も加入することができます。

- 加入した後も、国民年金の保険料が未納のまま2年経過すると、その期間に国民年金基金の掛金を納めていても、将来、基金の年金額または遺族一時金に反映されません。(基金の掛金は、2年経過した時点で還付されます。)



Q3 全国国民年金基金と職能型国民年金基金の両方に加入できますか？

- いずれか1つの基金にしか加入できません。また、職能型国民年金基金は職種単位で全国に1つ設立されるものなので、職能型国民年金基金が設立されていない職種の方は全国国民年金基金に加入することになります。

Q4 自由に脱退したり、基金を移動したりできますか？

- 国民年金基金への加入は任意ですが、加入後は自己都合で任意に脱退することも、他の国民年金基金に移ることもできません。
- ただし、職能型国民年金基金に加入している人が別の職種に変わった場合には加入員資格を失いますが、継続して全国国民年金基金に加入することは可能です。(→14ページ Q&A 16 参照)

Q5 途中で加入員資格を失うと、給付はどうなりますか？

- どんなに加入期間が短くても、納めた掛金については、将来、年金として受け取れます。したがって、一般の個人年金のような解約返戻金などはありません。なお、加入期間が15年未満で加入員資格を喪失した場合(60歳まで加入した場合、または60歳以上で加入した場合、海外居住中の加入期間相当を除く)には、加入していた基金に代わって国民年金基金連合会が給付を行います。

Q6 掛金は、いつまで、どのような方法で納めるのですか？

- 60歳に達する月の前月分までとなります。
※60歳以降の特定加入員の方は、国民年金加入資格喪失月の前月分までとなります。
- 加入員が指定した金融機関の口座から、口座振替によって納めていただきます。なお、国民年金基金掛金と国民年金保険料を同じ口座から一緒に引落ができる納付委託の制度があります。納付委託を希望される場合は、国民年金基金にお問い合わせください。
※一部のネット銀行、外資系銀行はご利用いただけません。

Q7 途中で掛金が払えなくなった場合、どうなりますか？

- 何らかの事情で掛金が払えなくなった場合には、事前に申し出て加入口数を減らすこと（減口）ができます。なお1口目は加入の基本となるものであり、これを減口することはできません。また掛金を前納している場合は、前納した各月分については減口することができません。
- 口数を減らしてもなお掛金が支払えない場合には、掛金の払い込みを一時停止することができます。その場合は、掛金の未納期間に応じて年金が減額されることになります。
- 基金は国民年金の付加年金を代行していますので、基金の掛金の払い込みを停止している期間に、付加年金のみを納付することはできません。

Q8 途中で掛金を増やすことはできますか？

- 事前に申し出ることにより、2口目以降の加入口数を増やすこと（増口）ができます。

Q9 誕生日以外の月に加入する場合、年金額はどうなりますか？

- 誕生日以外の月に加入された場合、下の表の単位加算額に「加算月数」を乗じた額の加算額が支払われます。加算月数をご加入の翌月から次年齢に到達するまでの月数です。（例：30歳2か月で加入された方は、12月-2月＝「10月」が加算月数となります。）
※誕生日の属する月が誕生月になりますが、1日生まれの方は前月が誕生月になります。（例：「4月1日」が誕生日の方は「3月」が誕生月となります。）

《加算額の計算表》（男女共通）

（単位：円）

加入時年齢	単位加算額		加入時年齢	単位加算額		加入時年齢	単位加算額	
	1口目	2口目以降		1口目	2口目以降		1口目	2口目以降
	A型・B型	A型・B型 I型・II型・III型 IV型・V型		A型・B型	I型・II型・III型 IV型・V型		A型・B型	I型・II型・III型 IV型・V型
20歳	676	338	30歳	848	424	40歳	906	302
21歳	688	344	31歳	872	436	41歳	951	317
22歳	704	352	32歳	900	450	42歳	999	333
23歳	720	360	33歳	928	464	43歳	1,056	352
24歳	736	368	34歳	960	480	44歳	1,116	372
25歳	752	376	35歳	744	248	45歳	792	396
26歳	768	384	36歳	771	257	46歳	848	424
27歳	788	394	37歳	801	267	47歳	910	455
28歳	808	404	38歳	834	278	48歳	986	493
29歳	828	414	39歳	867	289	49歳	1,076	538

※加入時年齢が50歳以上の方は、加算額はありません。

《計算例》

32歳2月に、計3口（1口目：A型、2口目以降：I型2口）に加入した場合	
1口目	加算月数10月（12月－2月）×900円＝9,000円（加算額 年額）
2口目以降	加算月数10月（12月－2月）×450円×2口＝9,000円（加算額 年額）

▶ Q & A

Q10 途中で減口をした場合の給付はどうなりますか？

○減口した場合には、減口した口数分の年金(それまでに払い込んだ原資に応じた額の年金)と減口後引き続き加入している口数分の年金が、将来支給されます。

Q11 現在50歳です。これから65歳まで加入することはできますか？

○国民年金基金は、60歳になると加入員資格を喪失しますが、60歳以上65歳未満の国民年金に任意加入している方に限り、国民年金基金にも加入いただけます。その場合には、改めて加入の手続きが必要です。ただし、掛金額は従前のものとは異なり、新たな掛金額となります。

※海外に居住され加入する場合は65歳または国民年金の任意加入被保険者の喪失予定年月まで加入できます。

Q12 死亡した場合に支給される一時金は、どれくらいの額になるのですか？

○保証期間付の終身年金A型や確定年金Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型・Ⅳ型・Ⅴ型に加入している方が、年金を受け取る前または保証期間満了前に死亡された場合には、加入時年齢と死亡時年齢および死亡時までの掛金納付期間に応じた額の一時金が遺族に支払われます。また、終身年金B型のみ加入している方が年金を受給する前に死亡された場合には、1万円の一時金が遺族に支払われます。

○35歳で終身年金A型に1口加入した場合を例にとると、次表のような額になります。なお、遺族一時金の額は払込掛金額を下回ることがあります。

《遺族一時金の額》(終身年金A型・1口・35歳加入)

死亡時年齢	掛金納付期間	死亡の場合の遺族一時金額
40歳	5年	約52万円
45歳	10年	約107万円
50歳	15年	約167万円
55歳	20年	約232万円
60歳	25年	約301万円
65歳	25年	約322万円

※死亡の場合の一時金額は男女共通です。



遺族一時金のシミュレーション例



Q13 年金を受け取る時の手続きは、どうすればいいですか？

- 受給開始年齢の65歳(Ⅲ型・Ⅳ型・Ⅴ型は60歳)に到達すると、国民年金基金からご登録の住所あてに年金請求書をお送りしますので、必要事項を記入の上、お忘れなくご提出ください。なお、年金は年金受給年齢に達した翌月分からの受給となります。
- 住所や氏名を変更された場合、基金にお届けがないと年金請求書や定期的なお知らせをお送りできないことがあります。住所等の変更の際は、お忘れなくご連絡いただきますようお願いいたします。

Q14 年金は年に何回、給付されますか？

- 年金額が12万円以上の場合には年6回(偶数月)、年金額が12万円未満の場合には年1回(毎年決まった月に過去1年分)、それぞれお支払いすることになります。

Q15 国民年金の老齢基礎年金を繰上げ受給した場合、国民年金基金の年金額はどうなりますか？

- 国民年金の老齢基礎年金の繰上げ受給を開始した場合、繰上げ受給期間中は基金から、国民年金の付加年金に相当する部分について、減額されて支給されることとなります。
(減額された分は65歳以降も引き続き減額されます。)
金額については、基金までお問い合わせください。
※繰下げ受給の場合は国民年金基金の年金額に変化はなく、65歳から支給されます。

Q16 掛金特例、継続特例とは何ですか？

掛金特例

国民年金の保険料を免除(一部免除・学生納付特例・納付猶予を含む。)されていた方が、直近10年以内の免除された全期間分の保険料を追納した場合は、国民年金の保険料が免除されていたため国民年金基金に加入できなかった期間に相当する期間(5年を限度とする。)に限り、掛金を月額102,000円※まで納めることができる特例をいいます。

※2026年12月より月額112,500円への引き上げが予定されています。

継続特例

該当する事業または業務に従事しなくなったこと(職能型)により、当該基金の加入員資格を喪失した後、引き続き新しい基金に加入する場合、または海外に転居されたことにより当該基金の加入員資格を喪失した後、引き続き国民年金の任意加入の手続きを行い国民年金基金に加入する場合(海外から国内に転居され、第1号被保険者となる場合も同様)、3か月以内に申出をすれば、従前の基金での掛金のままで加入できる特例をいいます。



ご注意いただきたいこと

- 国民年金基金は、積立方式の年金です。また、国民年金とは異なり、物価等のスライドはありません。
- 国民年金基金への加入は、国民年金の保険料を納付していることが前提となります。
- 国民年金基金への加入は任意ですが、加入後はご自分の都合で任意に脱退および中途解約することはできません。
- 遺族一時金について
 - ・ B型を除く「保証期間付」のタイプについては、掛金の納付期間中、年金を受給するまでの待期期間中または受給開始後の保証期間中に亡くなった場合、その方と生計をともにしていた配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順で、遺族の方1人に一時金が支給されます。
 - ・ 遺族一時金は、掛金総額を下回ることがあります。
 - ・ 保証期間のないB型のみに参加されている方が、年金を受給する前に亡くなったときには1万円の遺族一時金が支給されます。
- 国民年金の老齢基礎年金を繰上げ受給する方は、繰上げ受給期間中は、基金から国民年金の付加年金に相当する部分だけを受け取るようになりますので、基金へ年金請求の手続きが必要となります。
- 国民年金基金の年金額が12万円以上のときは年6回（偶数月に前月および前々月分）のお支払いになり、年金額が12万円未満のときは年1回（毎年、決まった月に過去1年分）のお支払いになります。
- 加入の際には、「国民年金基金加入にあたっての重要なお知らせ」をよくお読みください。
- このパンフレットに記載している内容は2026年4月（税制については2026年1月）時点のものであり、今後変更となることがあります。

資料請求をいただいた方への加入のご案内は、金融機関（銀行、信託銀行、生命保険会社、信用金庫、信用組合）、厚生労働大臣の認可を受けた法人にも委託しているため、基金の職員以外からさせていただくことがあります。

